

# 沖縄キリスト教学院大学学則

## 第 1 章 総 則

(目的)

第1条 沖縄キリスト教学院大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教精神に基づいた学校教育を施し、人格の完成をめざし、社会に有用なる人材を育成することを目的とする。

## 第 2 章 自己点検・評価・改善等

(自己点検・評価、改善等)

第2条 本学は、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行い、それに基づいて改善を実施し教育水準の向上を図る。

2 前項の自己点検・評価を行うため、前項の趣旨に即し適切な項目を設定し実施する自己点検・評価・改善・委員会を置く。

3 公的認証評価機関の評価を積極的に受け、教育の改善に努めるものとする。

4 自己点検・評価・改善委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(第三者評価協議会の設置)

第3条 削除

2 削除

3 削除

第4条 前第2条に基づく評価は本学の教育理念に資するものでなければならない。

(情報の積極的な開示)

第5条 本学における教育研究活動の状況について、刊行物やその他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を公開するものとする。

## 第 3 章 組 織

(学部、学科、入学定員及び収容定員)

第6条 本学に次の学部・学科を置き、定員は次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
人文学部	英語コミュニケーション学科	90人	15人	390人

(教育研究上の目的)

第6条の2

1 人文学部の教育研究上の目的

本学は、建学の精神、大学の使命・目的、及び基本理念を踏まえ、人文学部の教育目的・理念を以下のように定める。

- (1) 聖なるものへの畏敬の念を養う。
- (2) 多様性の中に調和を求める心を養う。
- (3) 人類の福祉の向上に貢献できる能力を養う。
- (4) グローバル化・情報化・複雑化社会に対応する能力を涵養する。

2 英語コミュニケーション学科の教育研究上の目的

国際化・グローバル化する世界の文化・経済・政治等の国際交流の場において、事実上の国際共通語 (de facto international language) となっている英語において、高度のコミュニケーション能力をもって、効果的かつ分別をもって運用できる人材を育成する。

## 第 4 章 職 員 組 織

(職員)

第7条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、事務職員その他の職員を置く。

(学長)

第8条 学長は、本学の校務をつかさどり、職員を統督する。

2 学長に事故あるとき又は欠けたときは、学長があらかじめ定めた者が順位に従い、学長の職務を代理又は代行する。

3 学長の選任について必要な事項は別に定める。

(部長等)

第9条 本学に、人文学部長、宗教部長、教学支援部長、学生支援部長、図書館長を置く。

2 学部長の選任について必要な事項は別に定める。

3 学部長以外の部長等は学長が任命する。

4 部長等の職務等については別に定める。

(名誉教授)

第10条 本学に多年勤務し、教育上・学術上功績のあった者に名誉教授の称号を授与することができる。

2 名誉教授称号授与に関する規程は別に定める。

## 第 5 章 大学運営協議会、教授会等

(大学運営協議会)

第11条 本学の管理運営に関する重要な事項を審議するため、大学運営協議会を置く。

2 大学運営協議会の下に、大学運営各種委員会を置く。

3 大学運営協議会及び大学運営各種委員会に関する必要な事項は別に定める。

(教授会)

第12条 本学に教授会を置く。

2 教授会は本学専任の教育職員をもって組織する。

3 教授会に関する必要な事項は別に定める。

## 第 6 章 開学記念日、学年、学期及び休業日

(開学記念日)

第13条 本学の開学記念日を4月1日とする。

(学年)

第14条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第15条 学年を次の2学期(セメスター)に分け、学期ごとに授業科目を開設し完結する。

春学期 4月1日～9月30日

秋学期 10月1日～3月31日

(休業日)

第16条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号第3条)に規定する休日

(3) 慰霊の日 6月23日

(4) 春期休業日 2月10日～3月20日

(5) 夏期休業日 8月1日～9月20日

(6) 冬期休業日 12月24日～1月4日

2 学長は第1項の規定にかかわらず、特別の必要があると認めるときは、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更し、もしくは休業日に授業を行うことができる。

(1年間の授業期間)

第17条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め35週にわたることを原則とする。

## 第7章 修業年限及び在学年限

(修業年限及び在学年限)

第18条 本学の修業年限は、4年とする。

2 在学年限は、前項修業年限の2倍とし、8年を超えて在学することはできない。

3 前項の規定にかかわらず、編入学、転入学及び再入学により入学を許可された学生は、入学後の在学すべき年数の2倍を超えて在学することはできない。

4 職業を有している等の事情により修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを申し出たときは、第1項の規定にかかわらず修業年限を2年超えることができる。

## 第8章 入学

(入学の時期)

第19条 入学の時期は、各学期の初めとする。

(入学資格)

第20条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を終了した者又は通常の課程以外の課程により、これに該当する学校教育を終了した者

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を終了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第13号)第69条第3号の規定により、文部科学大臣の指定した者

(6) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年1月31日文部科学省令第1号)に基づき高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(7) 前号に定める者のほか、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者

(入学の出願)

第21条 本学に入学を志願する者は、本学指定の期日までに、本学所定の書類に入学検定料を添えて学長に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第22条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

2 選考による合格者の決定は、教授会の議を経て学長が行う。

(入学手続及び入学許可)

第23条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、本学所定の書類を提出するとともに、所定の学費を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第24条 本学に編入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学又は短期大学の課程を卒業した者

(2) 大学に2年以上在学し、60単位以上を修得した者

(3) 高等専門学校の課程を卒業した者

(4) 学校教育法第82条の10(最終改正 平11.5.28 法55)に定める専修学校を卒業した者

- (5) 大学に1年以上在学し、30単位以上を修得した者
- 前項の各号に該当する者の編入学の決定は、教授会の議を経て学長が行うものとする。
  - 編入学に関する必要な事項は、別に定める。

(転入学)

第25条 本学に転入学を志願する者があるときは、学長は欠員のある場合に限り、選考のうえ、教授会の議を経て、相当年次に入学を学長が許可するものとする。

(再入学)

第26条 退学した者又は除籍された者が再入学を志願したときは、欠員のある場合に限り、教授会の議を経て、学長がこれを許可することがある。

(編入学等の場合の取扱い)

第27条 前第24条、第25条、第26条の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及びその単位数の取扱い、履修すべき授業科目並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

## 第9章 教育課程、履修方法、学外単位等

(教育課程)

第28条 本学の教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配して編成するものとする。

- 授業科目の種類及び単位数等は、別表第1のとおりとする。

(単位の計算方法)

第29条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
- 実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。
- 卒業研究等については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

(単位の授与)

第30条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(成績の評価)

第31条 各授業科目の履修成績は、每学期末授業担当者がこれを評定する。評価は、期末試験成績、随時試験・平常の学習状況・レポート等により総合的に行う。

- 成績の評価は100点満点とし、評価の結果は次のとおり表示する。

秀	(90点以上)
優	(80点～90点未満)
良	(70点～80点未満)
可	(60点～70点未満)
不可	(60点未満)

- 海外研修、ボランティア実習等の評価についても、秀・優・良・可・不可であらわす。

(履修方法等)

第32条 授業科目の履修方法その他必要な事項は別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第33条 学長が教育上有益と認めるとき、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該大学又は短期大学において履修した授業科目について履修した単位を60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 前項の規定は、本学の学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合にも準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第34条 学長が教育上有益と認めるときは、本学の学生が他の短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第35条 学長は教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した単位授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学における入学した後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学長が教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により与えることができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第33条第1項及び第2項並びに第34条第1項により本学において履修したものとみなす単位と合わせて60単位を超えないものとする。

4 第33条、第34条及び前3項に規定する単位の認定は、当該教授会においてこれを行う。

## 第 10 章 教育職員免許状

(教員免許状の所要資格を取得するための課程)

第36条 教育職員免許状の所要資格を取得するため教職課程を置く。

2 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)の規定に基づく普通免許状の所要資格を取得しようとする者は、同法及び教育免許施行規則(昭和29年文部省令第26号)の定めるところによって別表第2に定める課程を修得しなければならない。

3 本学において取得できる普通免許状の種類は、次のとおりとする。

普通免許状の種類	教科の種類
中学校教諭 一種免許状	英語
高等学校教諭一種免許状	英語

## 第 11 章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第37条 病気その他やむを得ない理由により学業を継続することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は教授会の議を経て、当該学生に休業を命ずることができる。

3 休学の期間は、引き続き2年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、学長の許可を得て、1年を限度として延長することができる。

4 休学の期間は、通算して4年を超えることはできない。

5 休学の期間は、第18条に規定する在学年限に算入しない。

6 休学期間の学費は、免除する。ただし、別に定める在籍料を所定の期日までに納入するものとする。

(復学)

第38条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

2 復学の時期は、学期の始めとする。

(転学)

第39条 他の大学等への入学又は転学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第40条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、別に定めるところにより、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第18条に規定する在学期間を含めることができる。

3 第33条の規定は、第1項の許可を得て留学する場合にも準用する。

(退学)

第41条 病気その他やむを得ない理由により退学する者は、保証人連署のうえ願い出て、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第42条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第18条による在学年限を超えた者
- (2) 第37条第4項による休学期間を超えて、なお復学することができない者
- (3) 休学および休学延長の許可を得ない者
- (4) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (5) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

(その他)

第43条 第37条から第42条に関して必要な事項は別に定める。

## 第 12 章 卒業及び学位

(卒業・学位)

第44条 本学に4年以上在学し、別表第1に掲げる所定の授業科目数及び単位数を取得した者には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、前項の卒業を認定した者に対して、卒業証書・学位記を授与する。

3 卒業の認定および卒業証書・学位記授与は、3月および9月に行う。

(学位の授与)

第45条 学長は、卒業を認定した者に学士（英語コミュニケーション学）の学位を授与する。

## 第 13 章 科目等履修生、研究生、特別聴講生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第46条 本学において、一又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、選考のうえ、教授会の議を経て学長は、科目等履修生として履修を許可することができる。

2 高等学校在校生で、本学において授業科目の履修を希望する者があるときは、当該高等学校との協定に基づき、学長は、科目等履修生として履修を許可することができる。

3 公開講座開設科目の中、学則第28条第2項別表第1に規定する授業科目について、科目等履修生は評定を受け、合格者は単位を修得することができる。

4 本学に入学する以前に本学において単位を修得した者が、引き続き本学に入学した場合、その修得単位が30単位以上あり、授業科目の履修が体系的で、正規の学生と同様の教育効果をあげていると認められる場合、第18条の規定にかかわらず、教授会の議を経て、2個学期を超えない範囲で修業年限に通算することができる。

(研究生)

第47条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、選考のうえ、教授会の議を経て学長は、入学を許可することができる。

2 研究生となることを志願することができる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の能力があると学長が認めた者とする。

(委託生)

第48条 本学において、官公庁、学校、団体等からその所属する職員に特定の事項について研修させるため委託があるときは、選考のうえ、教授会の議を経て学長は、委託生として入学を許可することができる。

(特別聴講学生)

第49条 他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む）との学術交流協定、又はその他の協議に基づき、当該他の大学等の学生が、本学の授業科目の一部について履修を志願するときは、当該教授会の議を経て、特別聴講学生として学長が履修を許可することができる。

2 特別聴講学生の履修できる単位数は、1 個学期について 16 単位を上限とし、通算して 30 単位を超えないものとする。

(外国人留学生)

第 50 条 外国人で、本学に入学を志願する者がいるときは、選考のうえ、教授会の議を経て学長は、外国人留学生として入学を許可することができる。

(科目等履修生等の取扱い)

第 51 条 前 5 条に定めるもののほか、科目等履修生、研究生、委託生、特別聴講学生及び外国人留学生に関し必要な事項を別に定める。

## 第 14 章 入学検定料、入学金、授業料等

(授業料等の金額)

第 52 条 本学の入学検定料、入学金、授業料、教育充実資金の納入金は、次のとおりとする。

入学検定料	30,000 円
入 学 金	130,000 円 (入学時のみ)
授 業 料	660,000 円 (年額)
教育充実資金	160,000 円 (年額)

- 外国人留学生、科目等履修生、研究生等の入学検定料、入学金及び授業料等については別に定める。
- 在籍期間 4 年を超えて修学する者の授業料及び教育充実資金は、最終年次と同額とする。ただし、1 個学期のみ履修して卒業する者は、年額の 2 分の 1 とする。
- 本学の指定する地域に在住している者の入学検定料については別に定める。

(授業料等の納入方法・納入時期)

第 53 条 入学金を除く学費は、春学期及び秋学期に分けて半額ずつ納めることができる。

- 学費納入の時期は、次のとおりとする。

春学期	3 月 中
秋学期	9 月 中
- 一旦納入した学費その他の納入金は、これを返還しない。ただし、入学を内定した者が入学前の所定の期日までに入学の辞退を申し出た場合、入学金を除く学費を返還することがある。
- 学費等納入金に関する規定は別に定める。

## 第 15 章 賞 罰

(表彰)

第 54 条 学長は、表彰に値する行為があった学生を、教授会の議を経て表彰することができる。

(懲戒)

第 55 条 学長は、本学の学則その他学生に関する諸規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者に対して、教授会の議を経て、懲戒することができる。

- 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行うことができる。
  - 性行不良で改善の見込みのないと認められた者
  - 学業を怠り卒業の見込みがないと認められる者
  - 正当な理由がなくて出席が常でない者
  - 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

## 第 16 章 大学開放及び生涯学習支援

(大学開放)

第 56 条 本学は、教育研究上の支障のない限りにおいて、その教育研究施設及び設備を積極的に開放する。

(生涯学習支援)

- 第57条 本学は、地域社会の発展に寄与するため、生涯学習事業をととして本学の教育研究資源の地域社会への還元積極的に努めるものとする。
- 2 本条に定める生涯学習支援を円滑ならしめるため生涯学習支援委員会を本学に置く。
  - 3 生涯学習支援委員会に必要な事項は別に定める。

## 第 17 章 奨学制度

- 第58条 本学に、給付奨学制度を設ける。
- 2 奨学制度に関し必要な事項は別に定める。

## 第 18 章 雑 則

- 第59条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行に関し必要な事項及び改廃は、大学運営協議会の議を経て、理事会が行う。

附 則

- 1 この学則は、2004年4月1日から施行する。ただし、第21条、第22条、第23条、第52条、第53条の規定は、文部科学大臣が本学の設置を認可した日より施行する。
- 2 第6条第1項の規定の適用にあたって、同条中の収容定員については、次表に掲げる年度の人数に読み替えるものとする。

年度	1年次	2年次	3年次	4年次	収容定員
2004年度	120人	—	—	—	120人
2005年度	120人	120人	—	—	240人
2006年度	120人	120人	120人+15人	—	375人
2007年度	120人	120人	120人+15人	120人+15人	510人

附 則

この学則は、2005年11月29日から施行し、2005年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、2006年4月26日から施行し、2005年10月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、2007年4月1日から施行する。
- 2 沖縄キリスト教短期大学学則(1959年4月1日制定)及び学内諸規程中「助教授」は「准教授」、「助手」は「助教」に読み替えるものとする。

附 則

この学則は、2007年1月17日から施行し、2006年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、2007年5月14日から施行し、2007年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、2008年4月1日から施行する。
- 2 2007年度の在学者で、卒業延期(休学及び留学を除く。)により在学年限を超える者の授業料等は、最終年次の授業料の2分の1とする。ただし、1個学期のみ履修して卒業する者は、年間授業料の4分の1とする。

附 則

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2010年5月11日から施行し、2010年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、2010年12月1日から施行する。

附 則

この学則は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2013年4月1日から施行する。



附 則

この学則は、2014年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、2015年4月1日から施行する。

2 第6条第1項の規定の適用にあたって、同条中の収容定員については、次表に掲げる年度の人数に読み替えるものとする。

年度	1年次	2年次	3年次	4年次	収容定員
2015年度	90人	120人	120人+15人	120人+15人	480人
2016年度	90人	90人	120人+15人	120人+15人	450人
2017年度	90人	90人	90人+15人	120人+15人	420人
2018年度	90人	90人	90人+15人	90人+15人	390人

附 則

この学則は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2016年7月19日から施行する。

附 則

この学則は、2016年12月5日から施行し、2016年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、2017年4月1日から施行し、2017年2月17日より適用する。

附 則

この学則は、2017年4月1日から適用する。

別表第1 授業科目および単位数

科目群	授業科目の名称	単位数			履修方法 卒業要件
		必修	選択	週時間	
必修	キリスト教概論	2		2-0	
	聖書における人間	2		2-0	
		必修	選択	単位	
		4		4	

科目群	授業科目の名称	単位数			履修方法 卒業要件	必要取得 単位数
		必修	選択	週時間		
キリスト教	英語聖書講読		2	2-0	1科目2単位以上履修	22単位 ◆印の科目を1科目2単位以上含むこと
	キリスト教倫理		2	2-0		
	プロテスタントの歴史と思想		2	2-0		
	キリスト教芸術		2	2-0		
情報コミュニケーション	コミュニケーション入門		2	2-0	1科目2単位以上履修	
	異文化コミュニケーションⅠ		2	2-0		
	異文化コミュニケーションⅡ		2	2-0		
	メディア・リテラシー		2	2-0		
	コンピュータ基礎演習Ⅰ		2	0-2		
	プレゼンテーション概論		2	2-0		
	情報機器利用プレゼンテーション演習		2	0-2		
	日本語表現法		2	2-0		
	朗読の科学		2	2-0		
	マルチメディア演習		2	0-2		
オキナワーズ	比較文化		2	2-0	1科目2単位以上履修	
	うちなーぐち講座		2	2-0		
	Okinawan Studies		2	2-0		
	沖縄の歴史と現在		2	2-0		
	近代沖縄とアイデンティティ		2	2-0		
第二外国語	中国語Ⅰ ◆		2	0-2	◆印の科目を1科目2単位以上履修	
	中国語Ⅱ		2	0-2		
	韓国語Ⅰ ◆		2	0-2		
	韓国語Ⅱ		2	0-2		
	スペイン語Ⅰ ◆		2	0-2		
	スペイン語Ⅱ		2	0-2		
Global Studies	文化人類学		2	2-0	1科目2単位以上履修	
	異文化理解		2	2-0		
	国際平和学		2	2-0		
	海外ボランティア演習（事前事後指導）		2	0-2		
	日本国憲法		2	2-0		
	アクションリサーチ		2	0-2		
	ジェンダー論		2	2-0		
	国際ボランティア論		2	2-0		
NGO・NPO論		2	2-0			
インターナショナル・ビジネス	経営学総論		2	2-0	1科目2単位以上履修	
	経済学		2	2-0		
	持続可能観光論		2	2-0		
	観光学概論		2	2-0		
	ビジネス実務総論Ⅰ		2	2-0		
	ビジネス実務総論Ⅱ		2	2-0		
	簿記論		2	2-0		
	沖縄経済論		2	2-0		
	キャリア・ガイダンス		2	2-0		
	ビジネス実務演習Ⅰ		2	0-2		
	ビジネス実務演習Ⅱ		2	0-2		
	会計学		2	2-0		
	国際経済論		2	2-0		
	国際金融論		2	0-2		
	国際経営		2	2-0		
	マーケティング		2	2-0		
	ホテル経営論		2	2-0		
キャリア開発演習		2	0-2			
インターンシップ		2	0-2			
人間総合科学	体育理論		2	2-0	1科目2単位以上履修	
	体育実技		1	0-2		
	生命の科学と倫理		2	2-0		
	健康の科学		2	2-0		
	死生学		2	2-0		
	生活環境論		2	2-0		
	自主研究		2			
	教職の意義		2	2-0		
	教育制度		2	2-0		
	国際理解教育		2	2-0		
	教育原理		2	2-0		
	教育心理		2	2-0		
道徳教育		2	2-0			
		必修	選択	単位		
		133		133		

人文学部英語コミュニケーション学科

科目群	授業科目の名称	単位数			履修方法 卒業要件	必要取得 単位数
		必修	選択	週時間		
学科必修	フレッシュマン・セミナー I	1		0-2		10単位
	フレッシュマン・セミナー II	1		0-2		
	キリスト教平和学	2		2-0		
	卒業基礎研究 I	1		0-1		
	卒業基礎研究 II	1		0-1		
	卒業研究(演習) I	2		0-2		
	卒業研究(演習) II	2		0-2		
		必修 10	選択 0	単位 10		

科目群	授業科目の名称	単位数			履修方法 卒業要件	必要取得 単位数		
		必修	選択	週時間				
Oral Communication	Oral Communication I ◇		4	0-8	◇段階的に履修すること	66単位		
	Oral Communication II ◇		4	0-8				
	Oral Communication III ◇		4	0-8				
	Oral Communication IV ◇		4	0-8				
	Oral Communication V ◇		4	0-8				
英語講読演習	多読 ◇		1	0-2	◇段階的に履修すること		66単位	
	英語講読演習 I ◇		4	0-4				
	英語講読演習 II ◇		4	0-4				
	英語講読演習 III ◇		4	0-4				
	英語講読演習 IV ◇		4	0-4				
英文法・英作文	英文法・英作文 I ◇		4	0-4	◇段階的に履修すること			66単位
	英文法・英作文 II ◇		4	0-4				
	英文法・英作文 III ◇		4	0-4				
	英文法・英作文 IV ◇		4	0-4				
	English Composition I ◇		4	0-4				
Advanced Communication	English Composition II ◇		4	0-4	◇段階的に履修すること	66単位		
	Accessing Digital Media I		2	0-2				
	Accessing Digital Media II		2	0-2				
	Public Speaking I		2	0-2				
	Public Speaking II		2	0-2				
	Discussion & Debate I		2	0-2				
	Discussion & Debate II		2	0-2				
	Advanced Communication I		2	0-2				
	Advanced Communication II		2	0-2				
	Advanced Communication III		2	0-2				
Advanced Communication IV		2	0-2					
Advanced Reading	英語講読演習 V		4	0-4		66単位		
	英語講読演習 VI		4	0-4				
	Current Issues in English		2	0-2				
	Current Issues Online		2	0-2				
高等英文法	高等英文法		2	0-2			66単位	
	Investigative Reporting		2	0-2				
	Advanced Writing		2	0-2				
	Creative Writing		2	0-2				
	Visual Rhetoric		2	2-0				
		必修 0	選択 103	単位 103				

科目群	授業科目の名称	単位数			履修方法 卒業要件	必要取得 単位数
		必修	選択	週時間		
英語学	英語音声学		2	2-0	1科目2単 位以上履 修	16単位
	英語学概論 I		2	2-0		
	社会言語学		2	2-0		
	英語学概論 II		2	2-0		
	教育英文法		2	2-0		
	英語教育法		2	0-2		
英米文学	英文学史		2	2-0	1科目2単 位以上履 修	
	米文学史		2	2-0		
	英国文学作品研究 I		2	2-0		
	英国文学作品研究 II		2	2-0		
	米国文学作品研究 I		2	2-0		
	米国文学作品研究 II		2	2-0		
通訳・ 翻訳	同時通訳 I		2	0-2	1科目2単 位以上履 修	
	同時通訳 II		2	0-2		
	同時通訳実践演習 I (Chapel Service)		1	0-2		
	同時通訳実践演習 II (Chapel Service)		1	0-2		
	通訳とプレゼンテーション		2	0-2		
	英日翻訳技法 I		2	0-2		
	英日翻訳技法 II		2	0-2		
	同時通訳初級 (夏期集中講座)		2	1-2		
	同時通訳上級 (夏期集中講座)		2	1-2		
	日英翻訳技法 I		2	0-2		
日英翻訳技法 II		2	0-2			
国際関係	国際関係論		2	2-0	1科目2単 位以上履 修	
	国際協力論		2	2-0		
	沖縄からみるグローバル化		2	2-0		
	地域と国際開発論		2	2-0		
	国際人権論		2	2-0		
	Global Issues		2	2-0		
	NGO・NPO実習		2	0-2		
	海外研修 (国際交流)		2			
	海外研修 (国際協力)		2			
	海外研修 (多文化共生)		2			
海外ボランティア実習		2				
		必修 0	選択 66	単位 66		
		必修 14	選択 302	総単位 316		

履修方法・卒業要件

区 分	必修		選択		計	
	科目数	科目数	科目数	単位数	科目数	単位数
1 大学必修科目	2	4			2	4
2 リベラルアーツ科目群		11		22	11	22
3 Department Requirements (学科必修科目)	7	#			7	10
4 Required Department Electives (学科選択必		19		66	19	66
5 Department Electives (学科選択科目)		8		16	8	16
6 自由科目		3		6	3	6
	9	# 41		110	50	124

注：本学を卒業するには、4年以上(8学期以上)在学し、124単位以上履修しなければならない。(注：休学期間は、在学年限に算入しない)

◎Required Department Electives (学科選択必修科目)の上位科目単位取得により必要単位取得数の66単位を満たせない場合は、Department Electives (学科選択科目)における科目履修を可能とする。

◎自由科目6単位はリベラルアーツ科目およびDepartment Electives (学科選択科目)から履修すること。

◎他学で履修した科目で、本学の授業科目にない科目については、自由科目とすることができる。(編入学および単位互換による科目・留学等で修得した科目)

別表：第2 教職科目

授業科目の名称	単位数			履修方法 卒業要件
	必修	選択	週時間	
教職の意義	2		2-0	中免必修
教育原理	2		2-0	
教育心理	2		2-0	
教育の制度(=教育制度)	2		2-0	
教育課程論	2		2-0	
生徒・進路指導論	2		2-0	
国際理解教育		2	2-0	
学校カウンセリング	2		2-0	
教育方法	2		2-0	
道徳教育の理論と方法(=道徳教育)		2	2-0	
特別活動の理論と方法	2		2-0	
英語科教育法Ⅰ(=英語教育法)	2		0-2	
英語科教育法Ⅱ	2		0-2	
英語科教育法演習Ⅰ	2		0-2	
介護等体験		2	1-3	中免必修
教育総合研究		2	2-0	
教育実習事前事後研究	1		0-2	中免必修・高免選択 高免のみ
教育実習(中学)		4		
教育実習(高校)		2		
教職実践演習(中高)	2		0-2	
英語科教育法演習Ⅱ	2		0-2	
	29	14		

◎教職科目を一部履修した後に、教員免許状取得を取りやめた場合：履修済みの教職科目は、自由科目(6単位内)として、卒業単位に算入することができる。